

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第1区分
 【発行日】令和7年1月7日(2025.1.7)

【公開番号】特開2024-27179(P2024-27179A)
 【公開日】令和6年2月29日(2024.2.29)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-038
 【出願番号】特願2024-4102(P2024-4102)
 【国際特許分類】

F 2 1 S 2/00(2016.01)

F 2 1 Y 115/10(2016.01)

10

【F I】

F 2 1 S 2/00 4 8 4

F 2 1 Y 115:10

【手続補正書】

【提出日】令和6年12月23日(2024.12.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板と、

前記基板上に配置された複数の光源と、

前記基板上に配置された少なくとも1つの区画部材と、を有し、

前記区画部材は、

第1方向に延在する第1稜線を有する複数の第1壁部と、

前記第1方向と交差する第2方向に延在する第2稜線を有する複数の第2壁部と、

30

対向する2つの前記第1壁部及び対向する2つの前記第2壁部を含み、平面視で前記第1稜線及び前記第2稜線に囲まれる区画領域と、を有し、

前記区画領域は、前記第1方向及び前記第2方向に複数配置され、

少なくとも1つの前記第1稜線上に、少なくとも1つの第1切り込み部が設けられ、

前記第1壁部は、前記第1稜線を挟んで配置される第1側壁と第2側壁とを有し、

前記第1切り込み部を挟んで前記第1側壁と前記第2側壁との少なくとも一部が接し、

前記光源は、前記区画領域内にそれぞれ配置される、面状光源。

【請求項2】

前記第1稜線上における前記第2稜線と交差する複数の交点において、前記第1切り込み部が配置される、請求項1に記載の面状光源。

40

【請求項3】

前記第2稜線上における前記第1稜線と交差する複数の交点において、前記第1切り込み部が配置される、請求項1又は2に記載の面状光源。

【請求項4】

前記区画部材の下側に配置される下側部材をさらに有し、

前記下側部材は、

前記第1方向に延在する第4稜線を有し、それぞれの前記第1壁部の下側に配置される複数の第4壁部と、

前記第2方向に延在する第5稜線を有し、それぞれの前記第2壁部の下側に配置される複数の第5壁部と、を有し、

50

前記第 5 稜線上に、平面視で、前記第 1 切り込み部と交差する第 1 下側切り込み部が設けられる、請求項 2 又は 3 に記載の面状光源。

【請求項 5】

前記第 1 切り込み部を交点に配置せず、交点と接しないように隣接する交点の間に配置する請求項 1 から 4 のいずれか 1 項に記載の面状光源。

【請求項 6】

前記第 1 稜線上に設けられ、前記区画部材の外周に位置する外周第 1 切り込み部を有する請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載の面状光源。

【請求項 7】

すべての前記外周第 1 切り込み部は、前記区画部材の外周の辺に直交して配置される請求項 6 に記載の面状光源。

10

【請求項 8】

前記外周第 1 切り込み部の長さは、前記第 1 切り込み部の長さより短い請求項 6 又は 7 に記載の面状光源。

【請求項 9】

前記外周第 1 切り込み部の長さは、前記第 1 切り込み部の長さの半分である請求項 6 又は 7 に記載の面状光源。

【請求項 10】

前記区画部材は、平面視で矩形形状である請求項 1 から 9 のいずれか 1 項に記載の面状光源。

20

【請求項 11】

前記区画部材は、平面視で異形状である請求項 1 から 9 のいずれか 1 項に記載の面状光源。

【請求項 12】

外周側に位置する前記第 1 切り込み部ほど、切り込み部の長さが長い請求項 1 から 11 のいずれか 1 項に記載の面状光源。

【請求項 13】

請求項 1 から 12 のいずれか 1 項に記載の面状光源をバックライト光源に用いた、液晶表示装置。

【請求項 14】

第 1 方向に延在する第 1 稜線を有する複数の第 1 壁部と、前記第 1 方向と交差する第 2 方向に延在する第 2 稜線を有する複数の第 2 壁部と、対向する 2 つの前記第 1 壁部及び対向する 2 つの前記第 2 壁部を含み、平面視で前記第 1 稜線及び前記第 2 稜線に囲まれる区画領域と、を有し、前記区画領域は、前記第 1 方向及び前記第 2 方向に複数配置され、少なくとも 1 つの前記第 1 稜線上に、少なくとも 1 つの第 1 切り込み部が設けられ、前記第 1 壁部は、前記第 1 稜線を挟んで配置される第 1 側壁と第 2 側壁とを有し、前記第 1 切り込み部を挟んで前記第 1 側壁と前記第 2 側壁との少なくとも一部が接する区画部材。

30

【手続補正 2】

40

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本開示の一実施形態に係る面状光源は、基板と、前記基板上に配置された複数の光源と、前記基板上に配置された少なくとも 1 つの区画部材と、を有し、前記区画部材は、第 1 方向に延在する第 1 稜線を有する複数の第 1 壁部と、前記第 1 方向と交差する第 2 方向に延在する第 2 稜線を有する複数の第 2 壁部と、対向する 2 つの前記第 1 壁部及び対向する 2 つの前記第 2 壁部を含み、平面視で前記第 1 稜線及び前記第 2 稜線に囲まれる区画領域

50

と、を有し、前記区画領域は、前記第 1 方向及び前記第 2 方向に複数配置され、少なくとも 1 つの前記第 1 稜線上に、少なくとも 1 つの第 1 切り込み部が設けられ、前記第 1 壁部は、前記第 1 稜線を挟んで配置される第 1 側壁と第 2 側壁とを有し、前記第 1 切り込み部を挟んで前記第 1 側壁と前記第 2 側壁との少なくとも一部が接し、前記光源は、前記区画領域内にそれぞれ配置される。

10

20

30

40

50